

大分県報

令和六年
第四八九号
三月五日

（火曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請（二件）……………一

臨時種畜検査の実施……………七

令和五年十一月に収去した飼料の試験結果の概要……………七

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………七

森林病害虫等防除法第三条第一項第四号の規定による地上散布を行う区域及び期間……………七

森林病害虫等防除法第三条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項……………八

道路の供用開始（二件）……………八

大分県土地利用基本計画の変更……………九

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………九

大分海区漁業調整委員会告示

たる流し漁業の禁止……………〇
伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止……………〇
あわび類及びびうに類の採捕の禁止……………〇

公告

令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………二

正誤

令和六年二月十三日付け大分県報第四八四号に登載の大分県告示第七十九号（道路区域の変更）中の訂正……………二

告示

大分県告示第百二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和六年三月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

中津市大字田尻崎十

TOTOファインセラミックス株式会社

代表取締役社長 升本 浩之

2 特定事業場の所在地及び名称

中津市大字田尻崎十

TOTOファインセラミックス株式会社 中津工場

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号 酸又はアルカリによる表面処理施設

はアルカリによる表面処理施設

種別	力	酸又はアルカリによる表面処理施設
能	直径四四〇mm円形ワーク対応	一基
工事着手予定年月日	令六・三・二九	
工事完成予定年月日	令六・四・六	
使用開始予定年月日	令六・四・八	
使用時間	間欠	
一日当たりの使用時間	二四時間	
使用の季節的変動	なし	
汚水等の一日当たりの量	単位	通常の値
	m ³ /日	二・〇
		最大の値
		四・〇

一日当たりの排水量	排水口名	汚水の状況の値							一日当たりの排水量	排水口名	汚水の状況の値							一日当たりの排水量	排水口名	5 排水の量及び汚染状態の値									
		大腸菌含有量	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度			項目	単位	通常	最大	ふっ素及びその化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	大腸菌群数			りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	通常	最大
通常	第二排水口及び第四排水口	三、〇〇〇	一	二〇	五	六・五	五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五
最大	第三排水口	三、〇〇〇	一	二〇	五	六・五	五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五
通常	第一排水口	三、〇〇〇	一	二〇	五	六・五	五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五
最大	第一排水口	三、〇〇〇	一	二〇	五	六・五	五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五

令和六年三月五日

大分県報(告示)

項目	単位	通常	最大
水素イオン濃度	mg/L	—	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	—	—
化学的酸素要求量	mg/L	—	—
浮遊物質	mg/L	—	—
りん含有量	mg/L	—	—
大腸菌群数	個/cm ³	—	—

その他参考となるべき事項 雨水排水口

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
令和六年三月五日から同月二十六日まで

2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所

大分県告示第百二十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五十一条の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和六年三月五日

- 申請の概要
- 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
豊後大野市犬飼町下津尾十番地
ロイヤルクリーナー株式会社リファイン大分
代表取締役 宮迫 賢太郎
- 2 特定事業場の所在地及び名称
豊後大野市犬飼町下津尾十番地
ロイヤルクリーナー株式会社リファイン大分 本社工場

大分県知事 佐藤 樹一郎

種 類	処 理 方 式	能 力	構 造	主 要 寸 法	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量				汚 水 等 の 状 態 の 値					
											項 目	単 位	単 位	単 位	項 目	単 位	単 位	単 位	項 目	単 位
合併処理浄化槽 横向往来雑物除去接触ろ床循環方式 一・四m ³ /日 FRP製 縦一・八〇m×横一・二〇m×高さ一・五二m 許可後 令六・五・一七 令六・六・一	通常	FRP製	FRP製	縦一・八〇m×横一・二〇m×高さ一・五二m	許可後	令六・五・一七	令六・六・一	連続	二四時間	なし	通常	処理前	一・四	処理後	一・四	最大	処理前	一・四	処理後	一・四
												大腸菌群数	個/cm ³	五・八 〇・八・六	三、〇〇〇 以下	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	三、〇〇〇 以下	
												りん含有量	mg/L	五	五	五	五	五	五	
												窒素含有量	mg/L	四五	二〇	四五	二〇	四五	二〇	
浮遊物質	mg/L	一六〇	一五	一六〇	一五	一六〇	一五													
化学的酸素要求量	mg/L	一〇〇	三〇	一〇〇	三〇	一〇〇	三〇													
生物化学的酸素要求量	mg/L	二〇〇	二〇	二〇〇	二〇	二〇〇	二〇													
水素イオン濃度	mg/L	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	五・八 〇・八・六	
排出水の量及び汚染状態の値												排出水の量及び汚染状態の値								
①排水口												②排水口								
通常												通常								
最大												最大								

排水口名	③排水口		項目	単位	通常の値	最大の値
	単位	値				
一日当たりの排水量	m ³ /日	一二四・四	水素イオン濃度	mg/L	五・八〇八・六	五・八〇八・六
汚水の汚染状態の値			生物化学的酸素要求量	mg/L	一〇・一	一〇・一
			化学的酸素要求量	mg/L	一〇・二	一〇・二
			浮遊物質	mg/L	二〇・〇	二〇・〇
			窒素含有量	mg/L	一〇・一	一〇・一
			りん含有量	mg/L	五・〇	五・〇
			大腸菌群数	個/cm ³	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以下
<p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間 令和六年三月五日から同月二十六日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び豊後大野市役所</p>						
<p>大分県告示第百二十四号 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。 令和六年三月五日</p>						
<p>検査期日 令和六年三月二十八日</p>			<p>検査場所 宇佐市安心院町</p>		<p>大分県知事 佐藤 樹一郎 家畜の種類 豚</p>	
<p>大分県告示第百二十五号 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六條第一項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第十一條第三項の規定により、令和五年十一月に検査し、収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。 令和六年三月五日</p>						
<p>大分県告示第百二十六号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八條第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七條第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 に知事に対し審査請求をすることができる。 令和六年三月五日</p>						
事業名		地区名	縦覧期間	縦覧場所		
県営防災ため池事業 （地震対策型）		大郷溜池地区	令六・三・五から 令六・三・二五まで	由布市役所		
<p>大分県告示第百二十七号 森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三條第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。 なお、当該区域内において松林を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。 令和六年三月五日</p>						
一 区域及び期間		大分県知事 佐藤 樹一郎				
1 区域		大分県知事 佐藤 樹一郎				

令和六年三月五日

大分県報（告示）

七

佐伯市、杵築市及び国東市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び
 関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間

令和六年四月一日から同年六月三十日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当
 該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一 の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の
 措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一 の区域の松林に重大な損害を与
 えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げ
 る樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提
 出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認し
 て、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。
- 3 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一 の二に定める期間内に三に
 掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当
 該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 4 知事は、三の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべ
 き者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべ
 き損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収
 することができる。

大分県告示第百二十八号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法
 第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように
 公表する。

なお、当該区域内において伐採木等を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から
 二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。
 令和六年三月五日

一 区域及び期間

1 区域

大分県全域

2 期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及
 び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)をいう。)は、松くい虫を駆除した後でな
 ければ、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動させてはならない。ただし、
 森林害虫防除員が当該伐採木等を、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動し
 て駆除することが適当であると認めた場合を除く。

四 命令をしようとする理由

一 の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の
 措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一 の区域の松林に重大な損害を与
 えるおそれがあるため

大分県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の
 供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて
 一般の縦覧に供する。

令和六年三月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

玖珠郡九重町大字松木字折目代三二六八番

県道下恵良九重線

一〇から
玖珠郡九重町大字松木字折目代三二七六番
七まで

令六・三・五

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和六年三月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年三月五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、七二六八

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二一七、〇三六八

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市 一三一、八四一人
別府市 三一、二八八人

令和六年三月五日

大分県報（告示・選管委告示）

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道川登白杵線	白杵市大字乙見字西平一七〇番一の二から 白杵市大字乙見字大道畑一五〇七番一地先まで	令六・三・五
<p>大分県告示第百三十号</p> <p>国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により、令和六年二月九日、次のように大分県土地利用基本計画の一部を変更した。</p> <p>なお、変更した大分県土地利用基本計画図は、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課に備えて縦覧に供する。</p> <p>令和六年三月五日</p> <p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>大分県土地利用基本計画図の変更</p> <p>一 次の市における農業地域の拡大 杵築市</p> <p>二 次の市町における農業地域の縮小 杵築市及び玖珠町</p> <p>三 次の市町における森林地域の縮小 大分市、佐伯市、白杵市、竹田市、杵築市、豊後大野市、由布市、日出町及び玖珠町</p>		

中津市	二二、四〇二人
日田市	一七、二四〇人
佐伯市	一九、〇二〇人
臼杵市	一〇、三三九人
津久見市	四、五九九人
竹田市	五、六八二人
豊後高田市	六、〇四七人
杵築市	七、七〇六人
宇佐市	一四、八一一人
豊後大野市	九、五一七人
由布市	九、二八三人
国東市・姫島村	八、〇四五人
日出町	七、七八二人
九重町・玖珠町	六、四九九人

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおりたる流し漁業（立縄釣漁業）（一端を浮子で海面上に保持し、海中において垂直に立つようにした釣漁具を使用して行う漁業をいう。）を禁止する。

令和六年三月五日

大分海区漁業調整委員会会長

小野 眞 一

一 禁止区域

豊後水道（大分県関埼灯台と愛媛県佐田岬灯台を結んだ直線以南）の大分県海域

二 禁止期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり全長十三センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必

要と認めた場合は、この限りでない。

令和六年三月五日

大分海区漁業調整委員会会長

小野 眞 一

一 禁止区域

次の点イと点ロとを結んだ直線、点ロから姫島（大分県東国東郡）を北回りに点ハに至る間の最大高潮時海岸線から八千メートルの線及び点ハから点ニを通る直線を順次に結んだ線以南の大分県海域

点イ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点

点ロ 点イから磁針方位三百五十度八千メートルの点

点ハ 東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上八千メートルの点

点ニ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

二 禁止期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類及びうに類の採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和六年三月五日

大分海区漁業調整委員会会長

小野 眞 一

一 禁止区域

1 あわび類

(一) 豊後高田市香々地地先の次に掲げるイからへまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度四十分・四九三分、東経百三十一度三十一分・三七〇分

点ロ 点イから真方位三百二十三度五分三十分の点

点ハ 北緯三十三度四十分・五五七分、東経百三十一度三十一分・四五五分の点から真方位三百三十九度四十分の点

点ニ 北緯三十三度四十分・五五七分、東経百三十一度三十一分・四五五分の点から真方位九十三度五十二メートルの点

点ホ 北緯三十三度四十・五五〇分、東経百三十一度三十一・四四七分の点から真方位百四十一度十二分十メートルの点

点ヘ 北緯三十三度四十・五二七分、東経百三十一度三十一・四六三分

(二) 臼杵市大字下ノ江地先の次に掲げるイからニまでの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度九・二二二分、東経百三十一度四十九・六六二分

点ロ 点イから真方位九十度五十メートルの点

点ハ 点ニから真方位九十度五十メートルの点

点ニ 北緯三十三度九・一七〇分、東経百三十一度四十九・六四四分

(三) 臼杵市大字深江地先の次に掲げるイからニまでの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度七・七一五分、東経百三十一度五十四・〇六三分

点ロ 点イから真方位二十二度二十七分二十メートルの点

点ハ 点ニから真方位六十四度五十二分六十メートルの点

点ニ 北緯三十三度七・七六〇分、東経百三十一度五十三・九五五分

(四) 津久見市大字網代字江ノ浦地先の次に掲げるイからハまでの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度四・六四一分、東経百三十一度五十五・九一七分

点ロ 点イから真方位二百五十五度百メートルの点

点ハ 赤江漁港江ノ浦泊地沖側防波堤突端

(五) 津久見市保戸島地先の次に掲げるイからニまでの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 津久見市大字保戸島大ばそ防波堤根基

点ロ 点イから真方位二百七十度百メートルの点

点ハ 点ニから真方位二百七十度百メートルの点

(六) 佐伯市上浦大字津井浦地先の次に掲げるイからニまでの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度三・〇八〇分、東経百三十一度五十五・六六二分

点ロ 北緯三十三度三・〇五三分、東経百三十一度五十五・七〇九分

点ハ 北緯三十三度二・八九五分、東経百三十一度五十五・七二六分

点ニ 北緯三十三度二・九三五分、東経百三十一度五十五・六〇四分

(七) 佐伯市鶴見有明浦地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十二度五十六・六六四分、東経百三十一度五十九・四五〇分

点ロ 北緯三十二度五十六・六六六分、東経百三十一度五十九・四四一分

点ハ 北緯三十二度五十六・七〇〇分、東経百三十一度五十九・四二五分

点ニ 北緯三十二度五十六・七〇九分、東経百三十一度五十九・四三九分

(八) 佐伯市蒲江大字西野浦地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線とによって囲まれた区域

点イ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位百八十二度二百六十五・八メートルの点

点ロ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位百八十八度百二十三・一メートルの点

点ハ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位百七十一度百二十三・三メートルの点

点ニ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位百七十五度二百六十六・六メートルの点

(九) 佐伯市蒲江大字葛原浦地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に直線で結んだ線とによって囲まれた区域

基点A 佐伯市蒲江大字葛原浦草落し場突端に漁業権管理者が設定した点

点イ 基点Aから真方位百五度百九十三メートルの点

点ロ 基点Aから真方位百二十五度百九十六メートルの点

点ハ 基点Aから真方位三百三十九度百六十五メートルの点

点ニ 基点Aから真方位三百五十六度二百五メートルの点

2 うに類

(一) 臼杵市大字下ノ江地先の次に掲げるイからニまでの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度九・三八五分、東経百三十一度四十九・六五五分

点ロ 点イから真方位九十度五十メートルの点

点ハ 点ニから真方位九十度五十メートルの点

点ニ 北緯三十三度九・三二〇分、東経百三十一度四十九・六五六分

(二) 臼杵市大字深江地先の次に掲げるイからニまでの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度七・九〇五分、東経百三十一度五十三・九三七分

点ロ 点イから真方位三百二十度五十メートルの点

点ハ 点ニから真方位二百八十三度四十七分五十メートルの点

点ニ 北緯三十三度八・〇〇九分、東経百三十一度五十三・九三八分

3 あわび類及びうに類

国東市国見町地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- 点イ 北緯三十三度四十一・一四四分、東経百三十一度三十六・七三九分
- 点ロ 北緯三十三度四十一・一二八分、東経百三十一度三十六・七二六分
- 点ハ 北緯三十三度四十一・一〇〇分、東経百三十一度三十六・八一五分
- 点ニ 北緯三十三度四十一・〇八四分、東経百三十一度三十六・八〇三分

二 禁止期間

令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○公 告

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、次のとおり令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験を実施する。

令和六年三月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 試験の期日及び時間

1 学科の試験

二級建築士試験 令和六年七月七日（日）

木造建築士試験 令和六年七月二十八日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

2 設計製図の試験

二級建築士試験 令和六年九月十五日（日）

木造建築士試験 令和六年十月十三日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験の場所

二級建築士

学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一

設計製図の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一

木造建築士

学科の試験 日本文理大学 大分市一木一七二七

設計製図の試験 日本文理大学 大分市一木一七二七

三 受験申込手続

新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。

1 受験申込受付期間及び受付時間

令和六年四月一日（月）から同月十五日（月）まで

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）のホームページ（<https://www.jaetc.or.jp/>）において、必要事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由（身体に障がいがあり、インターネットの利用が困難である等）がある場合は、令和六年四月八日（月）までにセンター本部に申し出ること。

四 合格者の発表

令和六年十二月五日（木）（予定）

なお、学科の試験については、令和六年八月二十六日（月）（予定）に発表する。

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、令和六年六月十二日（水）（予定）からセンターのホームページにおいて公表する。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、受付期間内にセンター本部にその旨を申し出ること。

○正 誤

令和六年二月十三日付け大分県報第四八四号に記載の大分県告示第七十九号（道路区域の変更）中の訂正

ページ	段	誤	正
七	下	県道緒方 千穂線	県道緒方高千穂線